

作成日 1996年 7月 1日

改訂日 2015年11月 2日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ガラスクリーナー (液体)
供給者の会社名称	ペンギンワックス株式会社
住所	〒537-0021 大阪市東成区東中本3-10-14
担当部門	研究開発部
電話番号	06-6973-9130
FAX番号	06-6976-1456
推奨用途及び使用上の制限	業務用・ガラス用洗剤
整理番号	22-F-1362-07

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	該当しない	
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	区分外
	皮膚腐食性/刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分1B
	生殖毒性	区分1A
	特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分1 (肝臓)
		区分2 (中枢神経系)

※ 上に記載のない有害性は、「分類できない」である。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語	危険
危険有害性情報	遺伝性疾患のおそれ
	生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	長期にわたるまたは反復ばく露による臓器 (肝臓) の障害
	長期にわたるまたは反復ばく露による臓器 (中枢神経系) の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

- 【応急措置】 ・ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 【保管】 ・施錠して保管すること。
- 【廃棄】 ・内容物や容器を廃棄する時は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分名	含有量(%)	労安法 通知対象物	PRTR 法	CAS No.
エタノール	1~5	61 号	非該当	64-17-5
陰イオン系界面活性剤	<1	非該当	非該当	非公開
アンモニア	微量	非該当	非該当	7664-41-7
香料	微量	非該当	非該当	非公開
染料	微量	非該当	非該当	非公開
水	残量	非該当	非該当	—
合計	100			

※ シックハウス・シックスクール配慮

シックハウス・シックスクールの原因としてあげられている厚生労働省指針値該当成分（13物質）については、これらを原料として使用していません。

※ 環境ホルモン対応

環境省「内分泌攪乱作用を有すると疑われる物質（65物質）」を使用していません。

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温に努め、異常があれば医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服、靴などは速やかに脱ぎ、接触した部分を水またはぬるま湯で十分に洗い流す。異常があれば医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。コンタクトレンズを着用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗眼する。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに水で口をすすぎ、コップ1~2杯の水を飲ませ無理に吐かせず、速やかに医師の診断を受ける。被災者の意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、粉末、泡、二酸化炭素などの一般消火剤を用いる。
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 特有の消火方法 : 本製品は水溶液でありそのままでは引火、発火性はないが、揮発した後に残る不揮発分に着火した場合には保護具を着用して消火する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 関係者以外の立入りを禁止し、作業者は適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
床に流出した場合は滑りやすくなるので注意する。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。
- 封じ込め及び
浄化の方法及び機材 : 少量の場合は、吸着剤（おがくず・土・砂・ウエス等）に吸着させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合には、土砂等で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから空容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策
(局所排気・全体換気等) : 換気のよい場所で取扱う。
・液が眼、皮膚、衣服などに付かないよう注意する。
・取扱いの都度、容器を密閉する。
・取扱い場所には、関係者以外の立入りを禁止する。
・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な取扱いをしない。
- 安全取扱注意事項 : 情報なし
- 接触回避 : 情報なし
- 衛生対策 : 適切な保護具（手袋、マスク、保護眼鏡等）を着用する。
・一度、容器から出した液は元の容器へ戻さない。
- 保管
安全な保管条件 : 直射日光を避け、換気の良い冷暗所かつ凍結しない場所に保管する。
安全な容器包装材料 : 容器は破損、腐食、割れのないものを使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 通常の換気状態での使用可。
ただし同一室内で使用量が多い場合は、十分な換気状態の下で使用する。取扱い箇所の近辺に洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
- 管理濃度 : 設定されていない。
- 許容濃度 : 設定されていない。
- 保護具
呼吸用保護具 : 密閉された箇所での取扱い時は、保護マスクを着用する。
手の保護具 : ゴム製またはビニール製保護手袋を着用する。
眼の保護具 : 保護眼鏡を着用する。
皮膚及び身体への保護具 : 長袖作業着、保護服などを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観（物理的状态、形状、色など） : 青色透明液体
臭い : 香料臭
pH : 10.3
融点・凝固点 : データなし
沸点、初留点と沸騰範囲 : 100℃（水）
引火点 : なし
燃焼又は爆発範囲の上限・下限 : データなし

蒸気圧	: データなし
比重 (相対密度)	: 0.98
溶解度	: 任意の割合で水に溶解
n・オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
粘度 (粘性率)	: 1.5 mPa・s

10. 安定性及び反応性

反応性	: 情報なし
化学的安定性	: 通常的环境下では安定
危険有害反応可能性	: 情報なし
避けるべき条件	: 直射日光のあたる場所、40℃以上の高温になる場所 および0℃以下の低温 (凍結)
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 混合物判定理論経口 LD50 推定値 >5000mg/kg のため、区分外とした。
急性毒性 (経皮)	: データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入)	: データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: (10×皮膚区分1)+皮膚区分2 が、1%未満のため区分外。
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	: 眼区分2/2A が、10%未満のため区分外とした。
呼吸器感作性	: データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	: データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	: 区分1Bのエタノールを0.1%以上含むため区分1Bとした。
発がん性	: データ不足のため分類できない。
生殖毒性	: 区分1Aのエタノールを0.1%以上含むため区分1Aとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1 (肝臓) のエタノールを1%以上含むため区分1とした。 区分2 (中枢神経系) のエタノールを1%以上含むため区分2とした。
吸引性呼吸器有害性	: データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 (急性)	: データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 (長期間)	: データ不足のため分類できない。
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データ不足のため分類できない。
その他	: データなし

1 3. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 ① 本液を廃棄する場合は、内容を明示した上で免許を持った産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
② 公共水域（河川、湖沼など）への排出は絶対に避ける。
- 汚染容器・包装 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、免許を持った産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

1 4. 輸送上の注意

- 国内法規制
- | | | | |
|------|---|-------|------|
| 陸上輸送 | : | 消防法 | 非危険物 |
| 海上輸送 | : | 船舶安全法 | 非危険物 |
| 航空輸送 | : | 航空法 | 非危険物 |
| 国連分類 | : | 該当しない | |
| 国連番号 | : | 該当しない | |

輸送の特定の安全対策及び条件 :

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下 損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。輸送作業は取扱い及び保管上の注意事項を留意して行う。

1 5. 適用法令

- | | | |
|--------------------|---|-------------------|
| ① 労安法 / 有機溶剤中毒予防規則 | : | 該当しない |
| / 通知対象物 | : | エタノール (61号) |
| ② 消防法 | : | 該当しない |
| ③ 毒物及び劇物取締法 | : | 該当しない |
| ④ 船舶安全法 | : | 該当しない |
| ⑤ 航空法 | : | 該当しない |
| ⑥ P R T R法 | : | 第一種指定化学物質 : 該当しない |
| | : | 第二種指定化学物質 : 該当しない |

1 6. その他の情報

参考文献

- ・ GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253 : 2012
- ・ GHS対応ガイドライン 一般社団法人 日本化学工業協会 (2012年6月)
- ・ GHS分類結果データベース 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

参考資料

シックハウス・シックスクールの原因としてあげられている化学物質

① 厚生労働省指針値該当成分 (13物質)

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、クロルピリホス、スチレン、テトラデカン、ダイアジノン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、アセトアルデヒド、フェノブカルブ

② 学校保健法 : 学校環境衛生の基準 (ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物)

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン

本資料は、信頼し得ると考えられる資料並びに測定結果などに基づき一般的な取扱いを前提に作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切なる処置を、お取り下さるようお願い致します。